

2002年9月5日

藤沢市長 山本捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会  
会長 青柳 義朗



藤沢市民病院撮影頭部CTscanフィルムに係る異議申立てについて（答申）

2001年12月26日付で諮問された「藤沢市民病院1992年（平成4年）4月25日撮影頭部CTscanフィルム」不存在決定に対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

#### 1 審査会の結論

藤沢市が、異議申立人にかかる藤沢市民病院1992年（平成4年）4月25日撮影頭部CTscanフィルムの個人情報開示等請求に対し、不存在を理由として2001年（平成13年）10月31日付けでなした決定は相当である。

#### 2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人は、2001年（平成13年）10月18日、藤沢市長に対し、同人にかかる藤沢市民病院の1992年（平成4年）4月24日撮影頭部CTscan検査画像（以下、「本件対象情報」という。）について、藤沢市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第12条第1項の規定により、開示等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年10月31日付けで、異議申立人に対し、情報の不存在を理由とする非開示決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年11月27日付けで、藤沢市長に対し、不存在を理由とする非開示決定の取消を求める異議申立てを行った。
- (4) 藤沢市長は、同年12月26日付けで、条例第20条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市個人情報保護審査会に諮問した。

#### 3 異議申立人の主張要旨

- (1) 本件対象情報は、フィルム（以下、「本件フィルム」という。）あるいはCTスキャナー装置に装着されている磁気ディスク記録のいずれかの形態で存在しているはずである。
- (2) そのように考える理由は、実施機関が廃棄したと主張している平成13年7月より後の同年10月18日に、実施機関職員が本件対象情報である平成4年4月25日撮影の頭部CTscanの撮影時刻を述べたからである。

#### 4 実施機関の主張要旨

- (1) CTscanフィルムの現物保管期間は、実施機関においては、平成13年6月26日から、従前の15年間を7年間に短縮した。これに伴い、保管期限を経過したフ

フィルムは、平成13年7月末に廃棄処分をした。

本件フィルムは7年間の保管期限を経過していたことから、平成13年7月末に廃棄処分をしたため、不存在である。

- (2) CTスキャナー装置に装着されている磁気ディスクの記憶容量は、1台が約200画像分、もう1台が約2400画像分であり、1～3日で容量がなくなるため、磁気ディスクに記録された画像データは随時削除し、最新の画像のみ記録する運用方法であった。よって、平成4年当時の記録はすでに削除されており、不存在である。
- (3) 平成13年10月18日に実施機関職員が述べた撮影時刻は、本件対象情報の撮影時刻ではなく、平成5年4月5日撮影の頭部CTscanの撮影時刻を誤って告げたものである。

## 5 審査会の判断理由

- (1) 実施機関においてCTscanフィルムの保管期間を、平成13年6月26日から、7年間に短縮したことが確認でき、本件フィルムは存在しないものと認められる。  
なお、法定保管期間が5年間であること、フィルムの長期保存に多額のコストがかかることから、実施機関が保管期間を従前の15年から7年に短縮したことは裁量の範囲内である。
- (2) また、CTスキャナー装置に装着されている磁気ディスクの容量は、2台のうち大きい方でも1.0Gバイトであり、約2400画像（フィルム1枚で12画像）を記憶できるだけであり、1日の検査数（2台で25件から30件程度）に照らし、数日で容量オーバーになることが確認できる。よって、本件対象情報は磁気ディスク記録としても存在しないものと認められる。

以上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2001. 12. 26	・ 諮問
2002. 1. 4	・ 審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
2. 4	・ 市長から審査会に理由説明書の提出
2. 6	・ 審査会から異議申立て人に理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2. 22	・ 異議申立て人から審査会に意見書の提出
2. 26	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び関係書類の提出要請
4. 3	・ 市長から関係書類提出
4. 24	・ 審議
5. 21	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
6. 19	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
7. 24	・ 審議
8. 28	・ 審議
9. 5	・ 答申

## 第8期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2002年4月1日～2004年3月31日)

◎会長 ○会長職務代理者

氏名	役職名等
◎ 青柳義朗	公認会計士
大淵辰雄	医師
小澤弘子	藤沢市市民相談弁護士
篠崎百合子	弁護士
○ 森田侑男	東京学芸大学名誉教授

(50音順)

平成14年 9月 6日

「藤沢市民病院 1992年（平成4年）4月25日撮影  
頭部CTscanフィルム」不存在決定に対する異議申  
立てに対する個人情報保護審査会の答申について

1 経過

年月日	処 理 内 容 等
2001.10.18	・ 個人情報開示請求書受付
2001.10.31	・ 個人情報非開示（不存在）決定処分
2001.11.27	・ 異議申立書受理
2001.12.26	・ 市長から審査会に諮問書の提出
2002. 9. 5	・ 答申

2 請求の内容（決定内容）

請 求 内 容	決定内容	答申内容
藤沢市民病院 1992年（平 成4年）4月25日撮影頭部 CTscanフィルム	不存在	不存在を理由とした個人情報 非開示決定は妥当である。

個人情報保護審査会事務局 相談情報センター 内線 2571  
実施機関 藤沢市民病院 内線 3441